

戸籍にフリガナを記載する制度が始まります

～ あなたのフリガナを確認してください ～

本籍地がある市区町村から戸籍に記載する予定のフリガナの通知が順次郵送されます。

※ 本籍地が阿久比町の方は6月末から発送予定です。

戸籍に記載する予定のフリガナの通知が届きます

戸籍に記載される振仮名の通知書

誤っている場合は必ず届出をしてください

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
----	----------------

【氏名の振仮名】

氏	法務
振仮名	ホウム
氏名の振仮名の届出が可能の方	法務 太郎 様のみ

【名の振仮名】

① 名	太 郎
振仮名	タロウ
② 名	京 子
振仮名	キョウコ
③ 名	正
振仮名	タダシ
④ 名	ゆり
振仮名	ユリ

名の振仮名の届出が可能の方 ①～④の方が個別に届出可能です。
(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ！



通知に記載されたフリガナが正しい場合、届出は不要です。

通知のフリガナに間違いがある場合は届出をしてください。

戸籍にフリガナを記載する取り組みが始まります

(戸籍の写しイメージ)

全部事項証明
本 籍 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏 名 法務 太郎
氏の振仮名 ホウム

戸籍に記録されている者

【名】 太郎
【名の振仮名】 タロウ

フリガナを記載します

届出が無かった場合、**令和8年5月26日(火)以降**に通知に記載されたフリガナがそのまま記載されます。

詳しくは法務省ホームページをご確認ください。

■ 問い合わせ先 法務省コールセンター ☎ 0570(05)0310
住民医療課戸籍住民係 ☎ (48)1111(内1115)



▲法務省ホームページ

